

管理規程の細目を定める件新旧対照表

○平成十九年総務省告示第六百四十四号

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
<p>電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第二十九条第二項の規定に基づき、管理規程の細目を次のように定める。</p> <p>電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。</p>			
<p>一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練の実施に関すること</p>	<p>電気通信主任技術者及びその他の技術者のスキルアップのための適切な教育・訓練計画の策定に関すること。</p>	<p>一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査</p>	<p>(略)</p>
<p>二 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する巡視、点検及び検査</p>	<p>(略)</p>	<p>二 事業用電気通信設備の運転又は操作</p>	<p>(略)</p>
<p>三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策</p>	<p>(略)</p>	<p>三 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用における情報セキュリティ対策</p>	<p>(略)</p>
<p>四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>(1) 迅速な原因分析、迅速なサービスの復旧及び再発防止のための事業者と製造業者等との連携に関すること。</p>	<p>四 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>(1) 迅速な原因分析のための事業者と製造業者等との連携に関すること。</p>
<p>五 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する、事故が発生した場合の体制、報告、記録、措置及び周知</p>	<p>(2) (4) (略)</p>	<p>五 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置</p>	<p>(2) (4) (略)</p>
<p>六 災害その他非常の場合の体制及びとるべき措置</p>	<p>(略)</p>		<p>(略)</p>

<p>七 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	<p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 (2) ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>
<p>八 事業用電気通信設備に関する設計指針及び計画管理</p>	<p>(1) ソフトウェアの導入時及び更新時の製造業者等との連携を含めた信頼性確保に関すること。 (2) 製造業者等との連携を含めた設備導入前の機能確認に関すること。 (3) 設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5) 障害の極小化対策に関すること。</p>

<p>六 設計指針及び計画管理</p>	<p>(1) ソフトウェアの導入時及び更新時の信頼性確保に関すること。 (2) 設備導入前の機能確認に関すること。 (3) 設備の安全・信頼性の基準及び指標に関すること。 (4) 将来の利用動向を考慮した設備計画の策定に関すること。 (5) 障害の極小化対策に関すること。</p>
<p>七 重要通信の確保並びにふくそう発生時の体制及び措置</p>	<p>(1) 緊急通報確保のための保守手順及び利用者等への対応に関すること。 (2) ふくそう時における通信規制等の実施手順及び体制に関すること。 (3) ふくそうの拡大防止に関すること。</p>

- 附 則
- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に管理規程の届出を行っている電気通信事業者については、この告示の施行の日から三月以内にこの告示による改正後の規定に合致させなければならない。